

口座振替システム関係の届出書について

一般振替DVP制度をご利用いただく際には、以下の表の届出書をご提出ください。

届出書	統合Web端末（口座振替業務）を利用する場合 *1	第3ソケットを利用する場合（自社接続 / 計算会社接続） *2	参加者資金記録簿等の出力先の口座を変更する場合 *3
（様式 W- ） 保管振替システム＜参加者＞業務 管理者届出書			
（様式-121） オンラインメッセージ及び帳表出力 サーバ変更届出書			
（様式-160） システム間接続届出書（第3ソケット用）			
（様式-161） 参加者資金記録簿等の代表通知出力 先届出書			

- *1 統合Web端末（口座振替業務）は一般振替DVPの利用における必須のインターフェースとなります。
- *2 第3ソケットとは、決済照合システムのオンラインリアル接続（保管振替業務）の略称です。自社接続の場合は本届出書とは別途に、決済照合システム関係の届出書「決済照合システム情報登録票」にて接続する旨の申請が必要となります。
- *3 一般振替DVPに係る参加者資金記録簿等のデータをファイル伝送の帳表ファイルにて受信していただきますが、当データを収録する参加者口座をご指定ください。複数の参加者口座をお持ちの参加者が提出の対象となりますが、提出を省略した場合は一番小さい番号の参加者口座に収録します。

以 上